

北海道における 食品の営業規制について

北海道保健福祉部
健康安全局食品衛生課



食品の営業に係る規制

法令

食品衛生法
食品衛生法施行令
食品衛生法施行規則

北海道
条例

食品衛生法施行条例
食品衛生法施行細則

食品の製造販売行商等衛生条例
食品の製造販売行商等衛生条例施行規則

かきの処理等に関する衛生条例
かきの処理等に関する衛生条例施行規則

要綱

臨時営業等の取扱要綱

許可等が必要な業種

○食品衛生法に基づく許可 34業種

○食品の製造販売行商等衛生条例に基づく許可等

★登録

- ・行商 7業種
- ・販売業 14業種

★許可

- ・製造業 8業種

食品衛生法施行条例

○公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（法第50条関連）

- 政令第35条に掲げる34業種
- 食品の製造販売行商等衛生条例に掲げる行商、販売業及び製造業
- かきの処理等に関する衛生条例に掲げるかき処理業
- 食品の自動販売機を設置して行う営業
（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、冰雪製造業、条例の販売業）
- ふぐを取り扱う営業
（「ふぐの衛生確保について」昭和58年12月2日付け環乳第59号）

食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針
（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）

○営業施設の基準（法第51条関連）

- 政令第35条に掲げる34業種
- 食品の自動販売機を設置して行う営業
（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、冰雪製造業）
- 自動車営業

営業施設基準の準則（昭和32年9月9日付け衛環発第43号）

○臨時営業の際の特例



食品衛生法施行細則

- 食品衛生責任者の資格要件
- 食品衛生責任者の講習会の要件
- ふぐ処理施設の届出に関する規定
- ふぐ処理に関する責任者に関する規定
- 条例に規定するHACCP方式を用いた衛生管理の開始の届出に関する規定
- 製品検査に関する規定

食品の製造販売行商等衛生条例

○施設の基準

・販売業

自販機を設置して行う営業以外の営業

自販機を設置して行う営業

・製造業

○行商、販売業の登録及び製造業の許可に関する規定

・有効期間 行商 : 2年を下らない

販売業 : 5年を下らない

製造業 : 5年を下らない

・欠格条項

○行政処分

・必要な処置に関する命令

・許可、登録の取り消し、営業停止

○罰則規定

・無許可、無登録→10万円の罰金

食品の製造販売行商等衛生条例

行商

施設を設けないで次の販売する営業

- 菓子類
- アイスクリーム類
- 魚介類*（生鮮のもの、その他知事の定めるもの**）
- 豆腐及びその加工品
- めん類（乾めんを除く。）
- そう菜類
- 米飯類

* : 自己の店舗以外において販売する目的で運搬する場合を含む。

** : 半乾とし、蒸し、ゆで、焼き、塩し、つけ物とし、又はねり等加工したもの

食品の製造販売行商等衛生条例

販売業

- 施設を設けて次の食品を販売
 - ・菓子類（汚染防止の措置をとられているものを除く。）
 - ・アイスクリーム類
 - ・そう菜類
 - ・半乾魚及び塩蔵魚
 - ・魚肉ねり製品
 - ・めん類（乾めんを除く。）
 - ・米飯類
 - ・生あん
 - ・豆腐及びその加工品
 - ・こんにゃく
 - ・はかり売するみそ
 - ・醤油及び酒類
 - ・食肉製品（かん詰及びびん詰にされているものを除く。）

- 食品添加物の卸売

食品の製造販売行商等衛生条例

製造業

○施設を設けて次の食品を製造

- 水産加工品

（もみじ子、塩から、いずし、ゆでだこ、すだこ、くんせい、そばろ、むしりたら、すじこ、みりん干、煮かに、生うに、生食用貝類のむき身（かきのむき身を除く。）、その他知事の定めるもの*。）

- 豆腐の加工品

- こんにゃく及びところてん

- 漬物

- 水あめ

- 菓子種

- こうじ

- 容器包装入食品（知事の定めるもの**。）

*：すきみ、魚卵製品（もみじ子及びすじ子を除く魚卵のみを加工したもの）、のしするめ類（のしたらを含む。）、うに加工品、つけ物類、魚介類乾製品（するめ、丸ぼし等の一次加工品を除く。）

**：合成樹脂製容器包装又はセロファン包装につめられた菓子類、そう菜類

かき処理等に関する衛生条例

- かき処理業の許可
- 施設基準
- 手数料、継承規定
- 処置命令、罰則規定

かき処理等に関する衛生条例施行規則

- 処理基準
- 浄化基準
- 清浄な海水等の基準
- 各種申請様式

臨時営業等の取扱要綱

○適用の範囲

- ・行事 祭典、地域行事、地域物産展、店舗行事
- ・業種 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業
魚介類販売業、食肉販売業、条例に基づく食品販売業

○施設基準

○衛生管理基準

○許可等の取扱

手数料、許可等の有効期間、許可単位

○その他

生食用食品を提供する場合は、「臨時営業における生食用食品の取扱規程」で施設基準等を追加

許可等手数料

○法で定める営業	新規	11,800 ~ 25,700円
	更新	9,500 ~ 20,200円

○条例で定める営業

• 製造許可	新規	7,350円
	更新	6,500円
• 販売登録	新規	5,000円
	更新	4,100円
• 行商登録	新規	2,450円
	更新	1,900円
• かき処理業	新規	6,750円
	更新	5,450円

○臨時営業		2,200円
-------	--	--------



営業許可等の手続き

保健所に相談

着工前に保健所へ施設の平面図を持参して相談

施設が完成

食品営業施設は基準に適合

書類の提出

必要書類をそろえて申請

施設調査

食品衛生監視員による施設調査

許 可

許可証の交付、営業を開始

新規申請に必要な書類

- 申請書
- 施設の平面図及び設備器具の調書、配置図
- 食品衛生責任者設置届
- 資格を証明する書類又は講習会参加誓約書
- 申請手数料
- 会社等の法人で申請する場合は、その法人の登記事項証明書
- 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適している旨の化学及び細菌検査成績書の写し

更新申請に必要な書類

- 申請書
 - 申請手数料
- ※期限が切れる1ヶ月前に保健所へ申請

変更時の手続き

- 会社代表等の変更
 - ・変更届の提出
 - ・登記事項証明書

- 施設設備の変更
 - ・変更届の提出（場合により新規）
 - ・新旧の図面

- 食品衛生責任者の変更
 - ・食品衛生責任者の変更届
 - ・食品衛生責任者設置届
（資格を証明する書類又は誓約書）

- 住所、屋号の変更
 - ・変更届の提出



地位の承継時の手続き

- 相続による場合
 - ・ 相続による承継届出書
 - ・ 戸籍謄本
 - ・ 同意書（相続人が2人以上いる場合）

- 合併による場合
 - ・ 合併による承継届出書
 - ・ 合併後の法人の登記事項証明書

- 分割による場合
 - ・ 分割による承継届出書
 - ・ 分割により承継した法人の登記事項証明書

営業廃止時の手続き

- 営業許可証を添えて廃止届を提出
- 許可証を紛失した場合は、その旨を記載

新たな営業規制に関する課題等

- 現行の許可・登録業種に関する事項
 - ・新たな施設基準への対応
 - ・変更申請に係る対応 等
- 新たに許可・登録対象の業種となった施設に関する事項
 - ・事業者の把握、周知
 - ・事業者の施設基準への対応
 - ・新規許可等申請に係る対応 等
- 有効期限の設定の考え方
- 食品衛生責任者の設置義務の範囲
- 食品衛生管理者の設置義務の範囲
- 手数料の設定(基準)